

特定譲渡制限付株式専用口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(口座の開設) 第3条 (省 略) 2. ～ 3. (省 略) 4. 申込者が本専用口座の申込みをされる場合、当社は本専用口座において、積立投資取引の利用、株式累積(積立)投資取引の利用、国内外貨建債券取引の利用、<u>ダイワ・ダイレクトコースの利用並びに</u><u>コンタクトセンター及びオンライントレードの利用</u>、証券総合サービスの利用、ダイワ・カードの利用等、当社が定める申込みを受付けないものとします。 但し、<u>ダイワ・ダイレクトコースの利用並びにコンタクトセンター及びオンライントレードの利用</u>に関しては、当社よりその利用を指定する場合があります。 5. (省 略) 附 則 この約款は、<u>2020</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日より適用されます。 以 上	(口座の開設) 第3条 (現行どおり) 2. ～ 3. (現行どおり) 4. 申込者が本専用口座の申込みをされる場合、当社は本専用口座において、積立投資取引の利用、株式累積(積立)投資取引の利用、国内外貨建債券取引の利用、ダイワ・ダイレクトコースの利用、証券総合サービスの利用、ダイワ・カードの利用等、当社が定める申込みを受付けないものとします。 但し、ダイワ・ダイレクトコースの利用に関しては、当社よりその利用を指定する場合があります。 5. (現行どおり) 附 則 この約款は、<u>2025</u>年<u>6</u>月<u>30</u>日より適用されます。 以 上